

広島県告示第四百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地	
		土砂災害警戒区域	広島県廿日市市大野地内
六二一（一） 早時B（一七） 崩壊	急傾斜地の 崩壊	の自然現象 因となる の発生原 土砂災害	表区域 示の
次図のとおり	次図のとおり		区域の名称
六二一（一） 早時B（一七） 崩壊	急傾斜地の 崩壊	の自然現象 因となる の発生原 土砂災害	土砂災害特別警戒区域
次図のとおり	次図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の 定令に害等土砂二示 め第_八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。